

大同生命のご契約者のみなさまへのお知らせ

頑張る 中小企業・事業者を 応援します!

- ・当リーフレットは、大同生命のご契約者のみなさまに中小企業庁の各種施策の概要をご案内するものです。
- ・各施策の詳細に関しては、記載の中小企業庁のHP等をご確認ください。

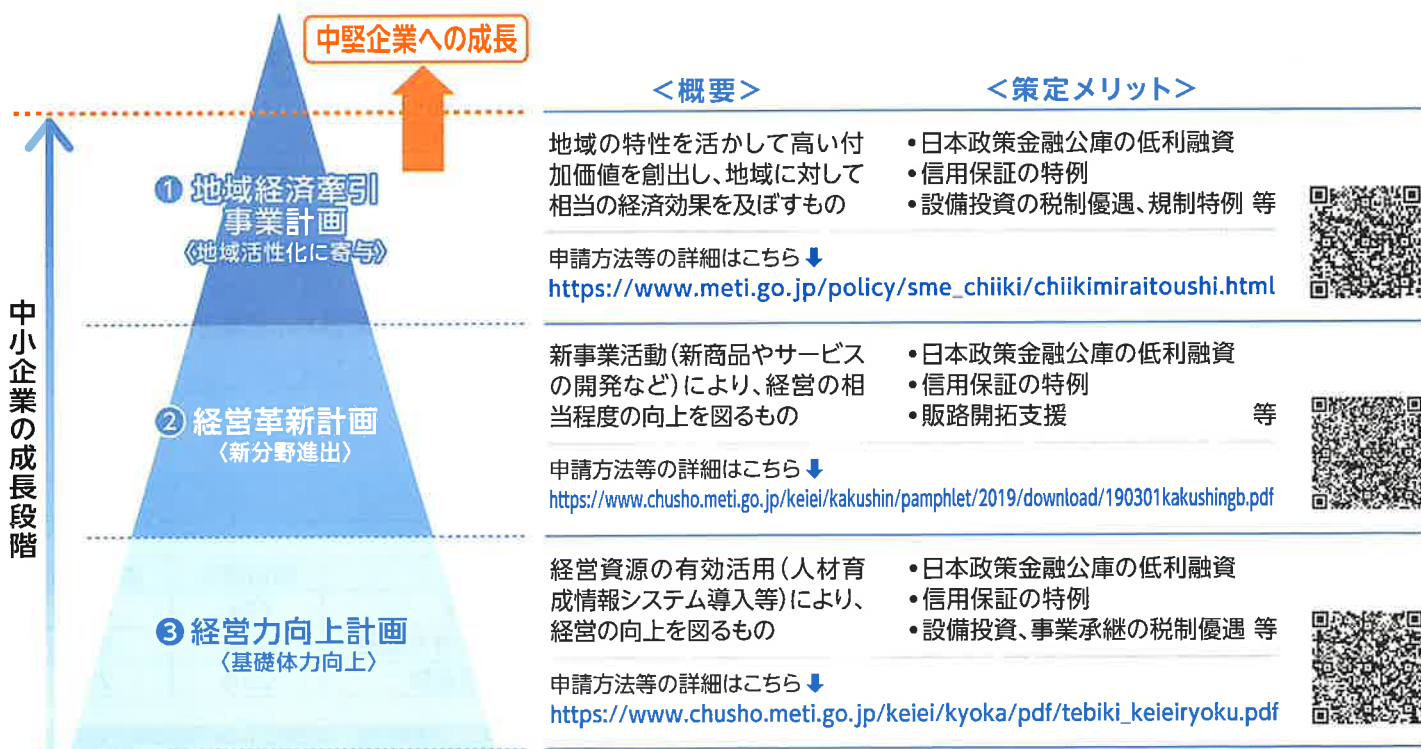


中小企業庁HP(トップページ)
<https://www.chusho.meti.go.jp/>



中小企業の段階的な成長を支援します!

中小企業成長促進法(2020年10月施行)において、これまでの計画認定制度を統合し、「**中小企業の成長段階に応じた3つの計画**」に整理しました。
 各種支援を通じて、**中小企業の規模拡大を強力に後押し**します。



計画認定の支援対象の拡大(特定事業者)

「3つの計画」について、以下の特定事業者は、通常の中小企業の定義を超えて支援対象を拡大します。

※対象に含まれない企業には2023年3月31日までの申請猶予期間を設けます。

※税制支援は、原則、資本金1億円以下であることも要件となります。

業種	通常の中小企業の定義	拡大後の支援対象
製造業等	資本金3億円以下または従業員300人以下	従業員500人以下
卸売業	資本金1億円以下または従業員100人以下	従業員400人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または従業員100人以下	従業員300人以下
小売業	資本金5,000万円以下または従業員50人以下	



2021年度税制改正により、中小企業向けの税制措置が拡充されました!

1. 経営資源の集約化(M&A)に資する税制【新設】

「経営力向上計画(表面参照)」の認定を受けた企業がM&Aを実施した場合、以下の3つのメリットがあります。

① リスクに備える準備金の積み立て	M&A実施後に発生し得るリスク(簿外債務等)に備えるための準備金を措置(据置期間5年)。投資額の70%以下の金額を損金算入。
② M&Aの効果を高める設備投資減税	投資額の10%を税額控除、または全額即時償却。 ※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%
③ 雇用確保を促す税制	M&Aに伴う労働移転等によって、給与等支払額を対前年比2.5%以上上げた場合、増加額の25%を税額控除。 ※1.5%以上2.5%未満の引上げは15%の税額控除

2. 設備投資を通じた生産性向上等を促す税制【拡充】

(1) 固定資産税軽減の制度

「先端設備等導入計画」の認定を受けると、新たに購入した機械設備などの固定資産税を、3年間ゼロ~1/2の間で市町村が定める割合に軽減できます。

<先端設備等導入計画とは?>

中小企業が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。認定後は税制支援等を受けられます。

申請方法等の詳細はこちら↓

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/01_gaiyou/1-1_02_tebiki.pdf



(2) 中小企業経営強化税制・中小企業投資促進税制

- ①「経営力向上計画(表面参照)」の認定を受けた企業は設備投資の際に、即時償却または最大10%の税額控除が適用されます。
- ②機械設備等を取得する場合に、30%の特別償却または最大7%の税額控除が適用されます。

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置 国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却または税額控除10%(*7%)			
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却または税額控除7% (*30%特別償却のみ適用)		← 統合 【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】	

☒ 部分は、経営力向上計画の認定が必要 ※資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

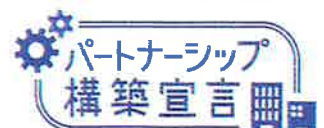
3. 地域未来投資促進税制

「地域経済牽引事業計画(表面参照)」の認定を受けると、機械装置等を取得する場合に、最大で50%の特別償却または5%の税額控除、建物を取得する場合に、20%の特別償却または2%の税額控除が適用されます。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具設備	40%	4%
上乗せ要件を充足	50%	5%
建物・付属設備・構造物	20%	2%

「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表しませんか?

- ・経済産業省では、取引先との共存共栄関係の構築に積極的に取り組む企業に「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表を呼びかけており、既に1,000社を超える企業が宣言を行っています。
- ・ご登録いただくと宣言が専用のポータルサイトに掲載されます。
- ・宣言を行った企業は、経済産業省が実施する一部の補助事業について、加算措置を受けられるほか、ロゴマークを使用して「共存共栄」に向けて取り組むことを産業界全体に広く発信いただけます。



詳細は専用ポータルサイト
をご確認ください!

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

